

思いやり通信



仙台市立黒松小学校

令和3年6月1日

第4号

行事で培われる心の絆・皆様に感謝します。



先月の運動会では、たくさんの保護者の方に見に来ていただきましてありがとうございました。普段の練習から頑張ってきた子供たちを見守ってきた私たち教職員にとっても、練習の成果をたくさんの方に見ただけのことをとてもうれしく思います。中学年のプログラムの直前に降り出した雨で、一度職員全員で水取りをした校庭が再び水浸しになってしまいました。雨上がりと同時に再度、担任外の職員のみで水取りを始めましたが、時間通りの開催が危ぶまれていました。そのとき一人の保護者の方が「手伝いますよ。」と言ってYシャツの袖をまくり上げてスポンジを手にとってくださいました。それを皮切りに、作業に参加してくださる方がどんどん増えていきました。泥や雨水で汚れるお姿に、申し訳ない気持ちやら感謝の気持ちやらで心が一杯になりました。おかげさまで中学年のスズメ踊りも低学年のダンスも上学年の南中ソーランも練習の時と同じ隊形で演ずることができました。皆様の思いやりのお気持ちに、心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

一方で、足元が悪く、小雨の中の運動会は、特に低学年のお子様をお持ちの保護者の方にはご心配をおかけしたかもしれませんが、温かく見守っていただき、改めて感謝いたします。

これちいじめになる時代

子供の頃、漫画家藤子不二雄先生の描く「ドラえもん」や「おぼけのQ太郎」「パーマン」などが大好きでよく見ていました。漫画の中の世界では、主人公が乱暴な友達や持ち物を見せびらかす友達に悪口を言われたり仲間はずれにされたりして、いやな気持ちになってしまいます。私の中で「いじめ」とは、まさにそういうイメージで認識されていました。

ところが平成25年に制定されたいじめ防止対策推進法では、これまでの認識を改めることとなりました。いじめは「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と法律で明確に定義されました。つまり、ドラえもんやしずちゃんが好きでのび太君にした助言や気遣いも、のび太君本人が「言われていやな気持ちになっ

掃除の時間教室で……



ちゃんと掃除して!

掃除をさぼっていたので、きちんと仕事をしておいて声を掛けた。



そんなに強く言わなくてもいいのに

掃除しなかったのは悪いけど、強く言われて嫌だった。

た」と訴えれば、いじめになってしまう可能性があるのです。仙台市の教育現場ではこのようなケース（好意で行った行為のようなもの）を「無自覚ないじめ」と呼んでいます。

「無自覚ないじめ」には、考えれば相手の嫌な気持ち分かるようなものや、嫌だと感じていることが分からなくても仕方がないものがあります。どちらも相手を傷つけようと思ってやっていることではありませんが、法律で「された方が心身の苦痛を感じたらいじめ」と定義された現在は、右記のイラストのようなケースも受け手の感情次第で「いじめ」に該当します。子供たちにとって良好な人間関係を自力で築いていくことや、社会の荒波に耐えるたくましい心を育むことは、私が子供の頃より少し難しい時代になってきたのかもしれない。

傷つけるつもりなど毛頭無く、むしろ好意で助言や気遣いをしてくれた関係児童と自分の意図するところと違う関わり方をされて傷ついたと感じてしまった児童との間に生じる「無自覚ないじめ」は今後さらに増えていくと思います。意見の相違は人と人が関わり合えば当然のように生じるからです。無自覚ないじめを減らすためにも、学校では「自分の思いを適切に伝える力」「相手の気持ちを想像する力」「相手の言葉の意図をくみ取る力」を伸ばす取組をしていきます。

相手が嫌だと分かっているわざとした**故意のいじめ**と、相手が嫌だということが考えても分からない**無自覚ないじめ**。私たちはどちらのケースにおいても組織的に対応方針を確認していきます。そして仙台市いじめの防止等に関する条例（※）に則り、いじめをされたと訴える児童はもちろんですが、いじめをしたとされた関係児童のご家庭にも（本人が無自覚であった場合にも）連絡をさせていただくことがあります。保護者の皆様におかれましては「無自覚ないじめ」についても共通理解をいただきまして、いじめに関する連絡が学校から入った際には、学校のいじめへの対応についてご理解ご協力をいただきたいと思います。

※仙台市いじめの防止等に関する条例（第20条）

「いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を組織的かつ継続的に行うものとする。支援、指導、助言に当たっては、児童生徒及び保護者と共通理解の下に行われるように配慮するものとする。」

